

令和6年度 多摩区タウンプロモーション推進事業 委託仕様書

この仕様書は、発注者が委託する業務について詳細を示すものである。本書に記載のない軽微な事項については、受注者、発注者で協議の上、委託代金の範囲内で実施できるものとする。

1 件名

令和6年度多摩区タウンプロモーション推進事業委託

2 期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

川崎市多摩区内及び事業実施に必要な場所

4 目的

多摩区の自然や文化施設といった豊富な地域資源を活用し、区の魅力をその内外に積極的に発信することにより、区への関心を深めて、誘客及び地域の活性化につなげる。特に、20～40代の若い世代を主なターゲットとする「ピクニックタウン多摩区」及び令和6年7月に迎える「川崎市制100周年」をキーワードに、まちの賑わいとタウンイメージの向上を図る。

5 委託業務内容

(1) PRコンサルティング

「4 目的」に沿って、時期・ターゲットに応じた効果的・効率的なメディアアプローチの全体計画を作成する。

(2) 国内メディアへのアプローチ及び露出プロモーション

ア 多摩区の特徴を活かした、メディア向けのプロモートシートを企画・制作する。(年間10件以上を想定)

※テーマについては、発注者と受注者双方協議のうえ決定する。

イ アのプロモートシートを基に、メディアへの取材誘致を行い、露出を図る。

状況に合わせて、メディアを選定し露出を狙ってアプローチを行う。

アプローチの際は、受注者が所有するメディアリスト(500件程度を想定)に電子メールやファクスなど、最も効果的・効率的な方法で実施し、露出可能性の高い媒体については電話等でのフォローも積極的に行う。

＜アプローチ先の例＞

① 首都圏キー局を中心としたテレビ

- ② WEB、雑誌
- ③ 5大紙の全国版等新聞・タウンニュースメディア、ラジオ等
- ④ 地域に密着したローカルメディア、ラジオ、SNS アカウント等

(3) 報告

ア 発注者との定例打合せ

メディア露出に関するアプローチ進捗状況および計画について、発注者との打合せを実施すること。月に1回の定例を想定しているが、実施頻度やメールもしくはオンライン等での報告とするか否か等は別途協議の上進める。

また、受注者のメディアアプローチの結果、メディアの露出を獲得したものについてはクリッピングを行い、上記定例打合せの際に報告すること。

イ 完了報告

事業完了後に、実績及び効果、分析、評価、その他実施業務に関する報告書を作成すること。

ウ その他

その他トラブル等、発注者への報告が必要と思われる事案が発生した際には、速やかに連絡の上、経過・経緯・対応策等をまとめた報告書を提出すること。

6 成果品について

(1) 提出物

- ア 実施計画書
- イ 完了報告書

(2) 提出場所

川崎市多摩区役所地域振興課

〒214-8570 川崎市多摩区登戸 1775 番地 1

7 留意事項

- (1) 本業務の実施に際しては、発注者と十分な協議を行いながら進めることとし、仕様書に記載のない事項及び疑義のある場合は、別途協議の上決定するものとする。
- (2) 取材先との調整は受注者が行うこととし、申請等、必要事項を事前に確認しそれを遵守すること。
- (3) 取材に係る参加費、施設や場所の使用料等については原則受注者が負担することとし、諸経費に含めること。
- (4) 本業務の検討内容及び進行状況等について、発注者が報告等を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではならない。また、発注者が公表している又は発注者が認めた情報以外

の情報を第三者に漏らしてはならない。

- (5) 本業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。
- (6) 本業務の実施のために制作した著作物に係る使用权及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう）は、写真・イラスト等を含め、全て発注者に帰属し、受注者はその成果を自ら利用し、又は第三者に帰属してはならない。また、発注者が二次利用を含めて、これを自由に使用できるものとする。これにより受注者に生じた、いかなる損害についても発注者は責任を負わないものとする。